

令和5年2月20日（月）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後3時28分 開会

○森下企画課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまより林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の森下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、林政部長の前田より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○前田林政部長 林政部長の前田でございます。

林政審議会施策部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

立花部会長を始め委員の皆様におかれましては、林政審議会に引き続きまして本部会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回のこの施策部会におきましては、令和4年度森林・林業白書の骨子について御意見を多数頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日は本文案につきまして御審議いただくこととしております。委員の皆様には御多忙のところ事前に分厚い資料をお送りし、お目通しいただいたこと、大変であったというふうに推察しておりますけれども、前回までに頂きました御意見を踏まえて検討し、記述してまいりましたので、本日も様々な見地から忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。

さて、先ほどの林政審議会でも若干話題になっておりましたけれども、先週末、令和3年の林業産出額を公表いたしまして、前年に比べまして630億円増の5,460億円と、ここ20年で最高の水準となりました。いわゆるウッドショックにより輸入木材の代替としての国産材の需要が高まり、価格も上昇したことが寄与したものと捉えておりますけれども、大きな流れといたしましては、戦後造成された人工林が主伐期を迎えるとともに、いわゆるウッドショックを機に外材のリスクが顕在化したことから、今後ますます国産材へのシフトあるいは国産材の供給力強化、これを更に進めていかなければならないというふうに認識しているところでございます。

このため林野庁といたしましても、川下の木材需要を喚起しつつ森林を適切に整備、管理し、国産材を安定供給するべく様々な施策を打っていくこととしております。今年度の白書におきましても、そういった動向や施策の方向を分かりやすく記述したいと考えております。

また、今回の白書の特集に関しましても、歴代の白書において初めて治山にフォーカスすることになりました。森林の国土保全機能を維持向上させます治山事業は、普段は余り目立たないものの、国民生活の根底を支えるものとして、これまでも、また、これからも重要なものがございますので、国民の皆様には治山の意義や成果、また、これからの方向性を理解していただくよう整理してまいりたいというふうに考えております。

本日の施策部会では、今年度の白書がよりよいものとなりますよう活発な御意見を頂くことを改めてお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○森下企画課長 ありがとうございます。

それでは、次に、議事に先立ちまして会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名中オンラインでの御出席も含めまして6名御出席を頂いております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日は丸川委員にオンラインで御出席を頂いております。

また、林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。また、一部の課におきましては代理の者が出席をさせていただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

農林水産省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおりますが、今回は御審議の便宜上、白書の本文及び概要版の素案につきましては紙媒体にて配付いたしております。その他の資料につきましては、お手元に配付しているタブレットで御覧いただくこととなります。操作の御不明な点につきましては、事務局職員がお手伝ひいたしますので、御遠慮なくお尋ねいただきたいと思いますと思っております。

なお、白書の本文及び概要版の素案につきましては非公表扱いとさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。また、本日はオンラインも併用しての開催となっております関係で、3点お願ひ申し上げます。

まず、オンラインで御出席の皆様も含めまして、御発言の際は挙手を頂き、議長から指名された後御発言いただければと思ひます。また、オンラインでは通常より声が聞き取りづらいことがございますので、会場にお越しの方を含め、御発言の際はゆっくりと、そして、大きな声でお話しいただけますようお願ひを申し上げます。

最後に、会場にお越しの方は、御発言の際はマイクの電源を入れ、御発言が終わられましたら電源を切っていただくよう改めてお願ひを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。立花部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○立花部会長 それでは、これから施策部会におきまして議事を進めてまいります。本日もよろしくお願ひいたします。

まず、委員の皆様におかれては林政審議会からの引き続きということになりますけれども、

御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の議題は、令和4年度森林・林業白書の検討について、その他の二つとなっております。本日はこの後18時までの審議を予定しております。活発な御意見、御議論をよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局からの説明ということになりますけれども、オンラインで御出席の丸川委員が16時までのお時間ということとお聞きしておりますので、まず白書の素案に対する御意見を頂きたいと思っております。

丸川委員、よろしいでしょうか。

○丸川委員 聞こえますでしょうか。

○立花部会長 聞こえております。

○丸川委員 ありがとうございます。URLの送付等大変ありがとうございました。今日は第1回目ということで私は出るべきところがございますが、あいにく私どもの主催のシンポジウムを小倉で開催しておりますので、このような形になりました。またシンポジウムに戻り挨拶をする必要がございますので、30分ということで御容赦願いたいと思っております。

部会長に今意見をということでございます。今回につきましては、ペーパーで読ませていただきました。印象を一つと、意見を一つ、もうこれのみにさせていただきたいと思っております。

まず、印象は先ほど部長がお話になりましたように、いわゆる治山の話が特集にあるということ。これ実は私、従来何度も白書を担当させていただきましたけれども、非常に新鮮といたしますか、冒頭こういう特集があるということはよかったなというふうに思っております。と申しますのは、私はもともと社会インフラを作る土木建築のプロジェクトを作る協議会におります。その関係で流域治水とかそういった他省庁が行っている、あるいは省庁横断でやるいろいろな仕事というものに携わっておりますけれども、今回林野庁さんのこの白書において流域治水という言葉も入れていただきながら、治山の話を変分りやすく入れられたというのは大変よかったなというふうに思っております。

記述そのものにつきましても、特段細かな特集についての御意見はございません。非常に読んで腑に落ちるといふか分かりやすい記述、データを基にした記述であったということで、数年来の白書と比べましても全く比肩できるすばらしい出来ではないかというふうに感じました。これが印象でございます。

それから、意見の方でございますけれども、文言の訂正とかそういうことではございませんが、森林環境税のところでございます。いろいろな写真を入れて分かりやすく、どういう取組

をされているかよく分かりました。併せましてホームページに載せておられる森林環境税のパンフレットも拝見いたしました。これも併せて非常に分かりやすいものでございました。

ただ、我々審議会委員としてこれは大変いい同じ環境税の中でも意味のある環境税ということで私も当然理解しておりますけれども、一部の新聞等でお金の使い方についてやや疑義を發する新聞、これはここ数年間で散見しております。私はそう思っていないんですけども、特に都会の皆さんの方で個の森林環境税の使い方というのは、ややどうなのかという意見を新聞が記載しているような印象を受けます。これにつきましては、もう少し実態を丁寧に林野庁さん、我々もそうですけれども、委員もそうですけれども、丁寧にそういったものに対して解説を加えていくということが必要ではないかと思っております。

したがって、今回の記述の部分につきましてもこれでいいと思っておりますけれども、極力やっぱり写真とか丁寧な文章でもって解説を頂ければというふうに思った次第です。林業の経営権の委譲のところも全く同じでございます、これも具体的な実績が書かれておりますので、これも大変よかったなというふうに思っております。

手元に資料を持っておりませんので、指摘は細かくできませんけれども、私の意見と印象は以上でございます。冒頭にお時間頂きまして、大変ありがとうございました。4時頃まで参加をさせていただきますので、これで失礼いたします。

○立花部会長 丸川委員、ありがとうございました。

森林環境譲与税と、あと恐らく最後のところは森林経営管理制度に関わる御指摘だったというふうに思います。それについては白書の説明を頂いた後に合わせて御回答の方をお願いできればと思います。そして、それは丸川委員におかれては議事録の方でその内容を確認していただくということになろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○丸川委員 全く結構でございます。ありがとうございます。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

○丸川委員 4時頃まで参加させていただきます。ありがとうございます。

○立花部会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○森下企画課長 ありがとうございます。それでは、私の方より概要を御説明申し上げたいと思います。

特集、トピック、本編と通して御説明を申し上げたいというふうに考えております。若干時間を要しますが、何とぞ御容赦いただければと思っております。

まず、特集でございます。

1 ページ目を御覧ください。特集のテーマでございます。これにつきましては前回御意見を頂きました。前回のお示ししたところでは、人々の生活を守る森林、そして、副題といたしまして気候変動に対応した治山対策とさせていただいておりますけれども、その表現だと大きく振りかぶっていて、どこまで取り上げようとしているのか、どこまで言わんとされているのか若干漠然としているのではないかと。若干誤解を与えかねないのではないかとというような御意見も頂いたところでございます。そのことを当方にて検討いたしまして、記載内容に即して焦点を絞った明確なテーマといたしまして、気候変動に対応した治山対策とさせていただいております。内容につきましては、前半でこれまでの治山対策を振り返るとともに、後半では気候変動による影響を踏まえ、これからの治山対策のありようについていかにあるべきかを記載させていただいております。

2 ページ目を御覧ください。大きな1として森林の機能、治山事業の役割を整理させていただいております。最初に、我が国は世界的にも地質条件、雨の多さ等から山地災害が起りやすい国土であること。その上で、雨が多く湿潤な環境にあることから森林が成立しやすく、世界有数の森林国であり、森林の機能の発揮が重要であることを記載しております。

3 ページ目を御覧ください。森林による山地災害防止機能、土壌保全機能として、表面侵食の防止機能、表層崩壊の防止機能等にわけまして詳しく記載をさせていただいております。そのほか、降った水を森林の土壌で蓄える水源涵養機能も記載させていただいております。

4 ページ目を御覧ください。（2）といたしまして、治山事業は森林の持つ公益的機能を維持向上させる大変重要な国土保全対策であること、それから、山の斜面を安定させる山腹工を初め主な工法を紹介させていただいております。

6 ページ目を御覧ください。大きな2といたしまして、これまでの治山事業の取組と成果を振り返っております。（1）の冒頭は、歴史を遡る話になりますけれども、飛鳥時代の禁伐令、江戸時代の治山治水の思想対策等に触れまして、森林の保全が我が国の国土政策上いかに重要なものであったかを紹介しております。明治時代には森林をめぐる情勢を踏まえ、治山事業を開始したことを記載しております。

8 ページ目を御覧ください。戦中戦後におきましては、いわゆる軍事物資あるいは復興を支える物資として木材伐採が進んだということもございまして、森林荒廃が進んだといったことがございました。国土保全の観点から森林造成の必要性が強く認識されたところがございます。戦後におきましては、治山制度の整備、施工の技術的な進歩がございまして、治山事業が大きく発展したことを紹介させていただいております。

それから、11ページ目を御覧ください。コラムで海岸防災林造成の取組としております。山地での災害対策とは少し若干毛色が異なりますけれども、治山事業の一つとして大変重要なものでありますので、別枠で紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

12ページ目を御覧ください。（2）としまして治山対策と森林整備による山地災害の減少ということでございます。治山事業、森林整備により山地災害は減ってきたという成果につきましてデータを交えて紹介をしております。表面侵食の防止機能につきましては、山腹工事をし、土砂の移動を抑え、更に森林が回復することにより土砂流出が減ったということを論文を引用しつつ説明しております。

13ページ目を御覧ください。これは地域単位で見た治山対策の効果を表しております。近年、過去の豪雨と同程度の量の雨が降った地域におきまして、過去と最近の災害発生を比べまして、それが大きく減ったことを御紹介申し上げております。長野県伊那谷地域、静岡県伊豆地域での比較に加えまして、第1回の施策部会でも御意見のございました新潟県の下越地域での事例も紹介させていただいております。

引き続きまして、14ページ目でございます。全国的な山腹崩壊地の発生面積でございます。戦後すぐの間もない頃は年当たり1万ヘクタール以上発生しておりましたけれども、近年は数百ヘクタールに抑えられた水準であることを紹介しております。これらにより、国民の皆様に普段では実感しにくい治山事業、これを長期に実施してきたこと、森林が長期的に回復・充実してきた事実、その効果についてお伝えをさせていただいております。

14ページ目を御覧ください。大きな3といたしまして、気候変動の影響について御紹介を申し上げます。（1）では気候変動による大雨等の増加でございます。大雨の発生回数が増えていること、線状降水帯等によりまして激しい長雨が続くようになったこと、これらは更にこれからも極端化していくと予想されていることなどを紹介しております。

15ページ目、（2）でその気候変動の影響によりまして山地災害の形態が変化してきたこと、これを林野庁として分析、取りまとめた結果を大きく4点に分けて御紹介申し上げます。

16ページ目、（ア）でございます。表層よりもやや深い層からの崩壊ということで、前回この部分の記述を読んだ方がなるべく不安を覚えることにならないように留意、配慮した記述が必要ではないかというような御意見、御指摘を頂きました。どういった場合にこうしたことが起こるのか、その要因とか原因等を丁寧に説明申し上げるとともに、そのことを踏まえた対応を適切に講じていくことを、写真を交えて紹介しております。

17ページ目、（イ）でございます。溪流の縦横侵食量の増加ということでございます。その

対策といたしましては、治山ダムの設置、流木対策としての流木を捕捉するダムの設置、危険木の事前の伐採等々によりまして対応が必要であるというふうな記載を行っております。

(ウ)でございますけれども、線状降水帯の発生等による山地災害の同時多発化でございます。土石流の発生危険度の高い地区を対象にいたしまして、治山対策の実施率を高めていく、既存施設の有効活用といったことの推進が必要であるということを述べております。

18ページ目を御覧ください。(エ)でございます。洪水被害や流木災害の激甚化でございます。大雨の激化、頻発化によりまして被害が甚大化していくことが懸念されております。土砂災害というよりは水の流出をいかに抑えていくかという視点で見たときに、流域全体として洪水をいかに遅らせていくか、降雨のピークから流出までの時間をいかに稼いでいくか、住民の皆様方の避難の時間をいかに確保していくか、保水力のある森林土壌の保全のために何が必要かといったことを述べております。

また、河川の通水が阻害されないよう、いわゆる川を詰まらせないように土砂や流木の流出をいかに抑制していくかといった視点も重要であります。流木を捕捉する、捕まえるためのダムを設置するなどの対策も行っていくことを御紹介申し上げます。

引き続き、19ページ目以降でございます。22ページ目にかけて大きな4でございます。気候変動等に対応したこれからの治山対策でございます。具体的に政府としてどのような対応を進めていくべきか御紹介申し上げます。

まず、(1)では大きな枠組みといたしまして、防災・減災、国土強靱化対策、それから森林・林業基本計画等におきまして、先ほどの分析を踏まえまして、治山対策の方向性を書き込んでございます。また、(2)では国土強靱化のための治山対策の推進での治山対策の目標と推進方策、流域治水の取組との連携、治山施設の長寿命化による効果的な事前防災、ICTなどの新しい技術を活用した取組、住民への情報提供等々のソフト対策に分けて紹介をしております。

これが21ページ目まででございます。引き続き22ページでございます。大きな5といたしまして、森林・林業施策全体で進める災害に強い地域づくりでございます。災害対策という枠組みをもう少し広げて考えておりまして、治山を含む森林・林業政策が全体として国土保全や地域の強靱化にどう貢献しているのか紹介するものでございます。

まず、一つ目は基本計画への位置付けでございます。森林計画制度でゾーニング等を行いながら、適正な森林施業の確保を推進しているところでございます。とりわけ適正な伐採と更新の確保を進めていることを述べております。また、森林整備事業による支援だとか、あと、造

林の低コスト化などの技術開発、普及も広い意味におきましては、将来にわたって森林資源を維持していくものであるというふうなことを紹介しております。

23ページ目を御覧ください。災害に強い路網の整備でございます。これは第1回の施策部会、こちらの部会で御意見を頂きましたけれども、災害時で道路が寸断された際の代替路として機能し得ることを事例をもって紹介してはどうかという御指摘、御意見を頂きました。24ページ目のところに令和3年8月の大雨で長野県の集落が孤立いたしまして、その際、国有林の林道を代替路として活用した、そうした事例を御紹介申し上げております。

また、治山対策は気候変動で極端化する降雨に対する適応策と言えますけれども、同時に森林を維持・回復することで吸収源を確保するという意味での緩和策ということも言えるわけで、気候変動における適応、緩和の両面にわたって大変意義深いことであることを紹介しております。

それから、最近の国内外の潮流といたしまして、生態系を活用した防災、Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)、自然環境が有する機能を社会の様々な課題解決に活用するグリーンインフラ等の考え方が広がってきており、定着をしているところでございます。森林の機能を維持・向上させて、国土保全の機能を高めようとする治山対策、正にこれは生態系を活用した防災等の考え方にも合致するものですので、こういったことを御紹介させていただき、そして、特集の結びとさせていただきたいと考えております。

それでは、引き続きまして、トピックスでございます。

まず、前回このトピックスの各項目の順序につきまして御意見を頂戴しております。その後、当方にて検討いたしまして、こういう順番にしてはどうかと考えておりまして、まず1番目はやはり森林政策の根幹であります森林保全に関する動きとしまして御紹介してはどうかということでございます。太陽光パネル設置に伴う土砂災害が見られる中で、森林保全を脅かす状況が生じつつあることを踏まえまして開発規制の強化を行ったこと、こういったことをまず紹介させていただいております。

引き続き林業に関する二つの動きといたしまして、林業の労働力の確保に関する基本指針、これを改定したこと、それから林業の主要分野でありますしいたけにつきまして、原産地表示制度を変更したことを御紹介させていただき、その後、林業を適切に行うは気候変動にもCO₂吸収でも非常に大きな貢献を果たしておりますので、森林クレジット制度をどういうふうに使やすくしたかについても御紹介をさせていただきまして、最後に国有林に関する樹木採取権制度を説明すると、こういった順番がよいのではないかと考え、お手元の資料の順番はそう

いうふうにさせていただいております。

まず、1ページ目でございます。まず林地開発許可制度の見直しでございます。太陽光発電のための開発が増えてきているということ、そして、それに伴って土砂災害の懸念が高まっていることを踏まえまして、規制を見直したもので、見直すまでの経緯と、根拠等を記載しております。

それから、2点目でございます。林業労働力の基本指針の変更でございます。人口減少、高齢化が進む中で森林を管理していくためには労働力確保が必要である、様々な人材が必要である、政府全体でも人への投資が課題となっている中で、基本方針内容を紹介させていただいたものでございます。

3点目でございます。しいたけの植菌地を原産地とする表示制度、これを新しくスタートさせております。海外で植菌、培養された輸入菌床に由来するしいたけが増えており、国内で植菌されたものと区別できない状況が生じておりまして、こういったことが消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を提供するといった意味で問題があったことから、それへの対応としまして消費者庁において今回見直しを行ったといったことでございます。このルール公表後、海外からのしいたけ菌床の輸入が減っているといったことも併せて御紹介をさせていただいております。

4ページ目、5ページ目でございます。正に森林由来のJークレジット制度を見直したといったところでございます。Jークレジット制度につきましては、これまでやっぱり作りにくい、創出しにくいあるいは活用しにくいといった諸課題があったところ、ルールの柔軟化、見直しを行ったところでして、その内容を紹介させていただいております。

トピックスの5点目でございます。国有林の樹木採取権事業がスタートしております。制度の運用、各地での反響、これからの方針等々につきまして記載をさせていただいております。

そのほか、7ページ目は毎年秋に開催される農林水産祭における天皇杯の受賞者等を紹介しております。

そして、8ページ目は企業等による森林づくり、これを脱炭素、カーボンニュートラルの観点から顕彰するものとしまして、令和4年に森林×脱炭素チャレンジという顕彰制度を新しく創設しております。その第1回目の顕彰制度の受賞者を紹介させていただいております。QRコードも付けておりまして、詳しい内容を御覧いただくことが可能になっております。

次に、通常章、本編に入ってまいりたいと思います。

まず、第1章でございます。第1章は森林の整備・保全でございます。

2ページ目から4ページ目にかけて、大きな1の森林の適正な整備・保全の推進でございます。（1）では我が国の森林の状況、多面的機能、SDGs、2050年カーボンニュートラル、グリーン・トランスフォーメーション、GXに貢献する森林・林業・木材産業について記述をしております。

これが2ページ目から4ページ目で、引き続き5ページ目から7ページ目にかけては（2）といたしまして森林の適正な整備・保全のための森林計画制度を紹介しております。森林・林業基本計画、全国森林計画等につきまして記述をしております。

8ページ目から9ページ目にかけて、（3）研究技術開発及び普及の推進で、最近の開発動向、グリーン成長戦略、みどりの食料システム戦略、その一環としてのイノベーション基金の活用等々を御紹介申し上げております。

10ページ目を御覧ください。これは前回施策部会におきまして御意見いただきました。林業改良普及員等につきまして、もっと御紹介いただけないかといった御意見を頂きました。今回その事例といたしまして、10ページに大阪府、長野県での事例を掲載し、災害復旧、スマート林業、技術指導等々におきまして大変大きな役割を林業普及指導員の方々が発揮されていることを紹介しております。

引き続き11ページ目でございます。大きな2、森林整備の動向でございます。（1）森林整備の推進状況で、多面的機能の発揮には森林整備が重要である、無断伐採の未然防止を図るために衛星画像を把握して、インターネット上で把握するシステム等を都道府県、市町村等にも提供している、そういった取組を紹介しております。

12ページ目でございます。（2）苗木供給の取組でございます。近年種苗の供給は大変重要になってきております。こういったことを踏まえまして、（2）は切り分けた記載をさせていただいております。その中でエリートツリー、特定母樹の状況、苗木の生産状況等につきまして記載をさせていただいております。13ページ目まででございます。

14ページ目以降でございます。（3）路網の整備でございます。路網の整備の現状、目標、望ましい路網整備の考え方等につきまして記載をさせていただいております。

15ページ目から18ページ目にかけて森林経営管理制度及び森林環境譲与税を紹介しております。森林経営管理制度と森林環境譲与税につきましては、大変重要な施策であり、取組も進んでおります。最新の森林経営管理制度の取組状況、森林環境譲与税の活用状況についての記述をしっかりと充実させるとともに、その具体例も豊富に御紹介申し上げております。前回、この施策部会で御意見を頂きました森林環境譲与税の配分の見直しに関する動向につきまして

も、昨年の12月に決定された与党税制改正大綱の動きも含めて記載をさせていただいております。また、森林経営管理制度の円滑な運営に当たっては、市町村の役割は重要であるといったこと、市町村に対し林野庁や都道府県がどのような支援を行っているか記載させていただいております。こういったことを18ページ目にかけて述べております。

19ページ目から20ページ目にかけては、森林経営管理制度、森林環境譲与税を活用した取組事例等、事例について豊富に紹介させていただいております。

21ページ目以降でございます。（5）社会全体で支える森林づくりといたしまして、様々な主体に森づくりを支援していただいていることを紹介しております。特にカーボンニュートラルの視点から企業などが大変関心を高めておりまして、その価値の見える化を行っていることだとか森林関連クレジット等の取組、トピックスでも取り上げましたけれども、クレジット制度の見直しを行ったこと、そのほか森林環境教育等につきまして記載を充実させております。24ページ目まででございます。

25ページ目以降でございます。大きな3といたしまして、森林保全の動向でございます。

（1）保安林等の管理及び保全でございます。トピックスとも重なっておりますけれども、林地開発許可制度につきまして追記をしております。また、前回の御質問でもございましたけれども、盛土問題につきまして21年7月に熱海市で発生した土砂災害を受けまして、盛土規制法の成立、その内容、国土交通省や林野庁を含む関係省庁による適切な対応等につきまして記載をさせていただいております。

27ページ目以降、（2）山地災害への対応でございます。特集と重複しないように気を付けながら、今年の被害状況についても記載をしております。前回この施策部会で御指摘いただきました融雪災害、3月から4月にかけて積もった雪が溶け出してそれが斜面を滑ると、そういったことに伴う土砂災害についても記載をしております。どうかといったようなことがございましたので、それを踏まえまして記載させていただいております。

29ページ目、（3）森林における生物多様性でございます。生物多様性の取組は大変重要になっておりまして、昨年12月に開催された生物多様性COP15、そこで採択された今後の枠組み、そして、今後新たに策定されます国内戦略等々について記載をさせていただいております。

30ページ目以降でございます。森林被害対策の推進で、鹿対策もしっかり行っている、進めていることを記載しております。31ページの事例におきましては、小林式誘引捕獲ということで国有林職員が開発した捕獲方法、初心者であっても効率よく捕獲できる方法などを林家の方が取り入れて捕獲効率を上げたといったような事例も紹介させていただいております。

32ページ目は松くい虫、ナラ枯れの状況も記載させていただいております。

そして、35ページ目以降でございます。大きな4、国際的な取組の推進でございます。（1）では国際的な議論の動向などを紹介させていただいております。

38ページ目以降では地球温暖化対策と森林として、地球温暖化対策に関する最新の喫緊の議論の状況、我が国の目標について御紹介申し上げております。

41ページ目では生物多様性に関する国際的な議論について紹介をしております。

42ページ以降は（4）といたしまして、我が国の国際協力でいろいろ事例を紹介させていただいております。

以上が第1章ということになります。

引き続きまして、第2章は林業と山村（中山間地域）でございます。

2ページ目を御覧ください。大きな1で、まず林業の動向を紹介しております。（1）では林業産出額、グラフにありますとおり、令和2年は4,800万円であったところ、先週公表したばかりでございますけれども、令和3年につきましてはいわゆるウッドショック等による代替需要等によりまして大きく伸びておりまして、5,500億円、ここに20年で見ますれば最高水準となったことを御紹介申し上げております。それから素材価格がいわゆるウッドショック後に高水準で推移しているということ、素材の価格動向が波及し、山元立木価格も上昇傾向で推移をしていることを御紹介しています。

4ページ目から10ページ目にかけて（2）でございます。林業経営の動向として、林家、林業経営体をめぐる動向を詳しく紹介しております。また、森林組合、民間事業者の動向、そこで期待されている役割等々につきましても記載をさせていただいております。10ページ目まででございます。

引き続き11ページ目以降でございます。林業労働力の確保・動向でございます。林業労働力の確保につきましてはトピック2とも関係する話ではございますけれども、まず全般的な動向、方針、新規就業者の状況、林業関係者と福祉関係者の一層の連携を進めるいわゆる林福連携のようなことの事例、これは14ページ目でございます。さらには、労働安全確保のための取組と安全な労働環境の整備も15ページ目で紹介をしております。また、雇用環境の改善だとか、あとは18ページ目には女性の活躍もここで御紹介をさせていただいております。

19ページ目以降でございます。（4）林業経営の効率化に向けた取組でございます。19ページ目、（ア）施業の集約化で施業集約化に関する制度の紹介をしております。所有者不明森林、境界明確化への対応、施業集約化を行う人材としての森林施業プランナーが大変重要であると

いったようなことについても記載をさせていただいております。

23ページ目以降でございます。23ページ目以降、25ページ目にかけて、(イ)といたしまして、基本計画でも掲げました新しい林業でございます。高性能林業機械だとか路網整備による生産コストの低減、造林、育林コストの低コスト化、新しい林業を支える先端技術等の導入等々を紹介しております。事例といたしましては、26ページ目ではドローン導入による運搬の省力化、27ページ目では苗木生産から造林までの一貫体制の構築等によりまして実際にコストを圧縮できた、そうした事例も交えて御紹介を申し上げます。

28ページ目以降でございます。大きな2といたしまして、特用林産物の動向でございます。

(1) きのご類の動向で、安定供給に向けた林野庁としての支援策、消費拡大に向けた取組を紹介しております。前回の施策部会で御意見いただきました、原木しいたけのPRをもっとすべきではないかで、特に子どもたちにその良さを知ってほしいといったことにつきまして、事例といたしまして、山口県周防大島町の小学校での駒打ち体験だとか給食で提供している活動などを紹介させていただいております。

30ページ目、(2)で、最近薪の生産が増えていることを紹介しております。事例では、消費者の利便性を高めながら薪の地産地消を進めている事例を紹介しております。

33ページ目から38ページ目にかけて大きな3でございます。山村、中山間地域の動向でございます。(1)では山村の現状ということで、過疎問題が引き続き大きな課題であること、同時に近年は山村への移住に関する相談が増えていることもデータを交えながら紹介しております。事例といたしまして、林業移住を進めている和歌山県の取組も34ページ目で御紹介を申し上げているところでございます。

(2) 山村の活性化でございます。ここではカエデの樹液から作ったメープルシロップなどを活用して特産品にしていこう、そういった取組を宮崎県で行っていること、森林整備をきっかけとして関係人口を増やし、定住にもつなげているといった栃木県の取組を事例として御紹介しております。そのほか、森林サービス産業も林野庁として推進しておりますところ、事例といたしまして滞在型ツアーだとか健康経営推進に取り組む事例なんかもここで掲載をさせていただいております。

以上が第2章で、引き続き第3章でございます。

第3章は木材需給・利用と木材産業でございます。まず、大きな1でございます。2ページ目を御覧ください。木材需給の動向でございます。(1)世界の木材需給の動向で、令和3年の動向をFAOの統計などを使いまして分析しているものでございます。各国の動向もいわゆる

ウッドショック当時の背景が分かるように記載をさせていただいております。

5 ページ目から 9 ページ目にかけて、(2) 我が国の木材需給の動向でございます。木材需要動向はどうなったのか、2020年の新型コロナウイルス感染症の影響があったが、その後どうなったのか等々、国産材の供給動向はどうだったか、資源充実、合板原料としての国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設の燃料材利用の増加等を背景に増加傾向にあることを紹介申し上げております。9 ページ目まででございます。

9 ページ目は、(3) といたしまして木材価格の動向でございます。令和 4 年も国産材の価格が高い水準で推移しているといったことを御紹介申し上げております。

10 ページ目、(4) 違法伐採対策でございます。特にクリーンウッド法が施行されてから 5 年が経過しておりまして、その見直しに向けた議論が進んでいることを紹介しております。これが 12 ページ目までで、13 ページ目には事例といたしまして我が国の横浜に本部を有する I T T O、国際熱帯木材機関でございますけれども、I T T O に我が国が出資する形でアフリカの違法伐採対策に協力をしていることを御紹介しております。

14 ページ目を御覧ください。大きな 2 といたしまして、木材利用の動向を紹介しております。

まず、(1) でございます。木材利用の意義といたしまして、森林資源の循環利用の大切さ、重要性について紹介をしております。

15 ページ目、(2) 建築分野における木材利用で、(ア) から (ウ) にかけて、それぞれ建築分野における概要、住宅分野における木材利用の動向、非住宅、中高層建築物における木材利用の動向、概況を御紹介申し上げております。

20 ページ目を御覧ください。前日も多数御意見いただきましたけれども、読者に対しまして木材利用の潮流はどんどん高まっていることが伝わるよう、非住宅での木材利用の事例は今年度竣工したものを中心に 2 ページにわたり丁寧かつ厚めに紹介をさせていただいております。

22 ページ目を御覧ください。(エ) でございます。公共建築物等における木材利用を御紹介しております。学校等の木造化の推進、応急仮設住宅における木材の利用・活用等も御紹介申し上げます。

24 ページ目、(3) 木質バイオマスの利用でございます。こちらにつきましても前回、いわゆるマテリアル利用からエネルギー利用の順に記載すべきではというような御意見を頂いております。当方にて検討した結果、段階的に流れ落ちる滝のように多段階にわたりまして付加価値の高いものから順に利用していくといった、いわゆるカスケード利用のような考え方に沿って記述をさせていただいております。

(ア)は木質バイオマスのマテリアル利用で、CNF、セルロースナノファイバーや改質リグニンの実用化に向けまして最新の動向を紹介申し上げます。

25ページ目の(イ)でございますけれども、木質バイオマスのエネルギー利用といたしましては、最近急速に消費量が伸びていること、発電、熱利用におけるその内訳を分析するとともに、木質バイオマスにおける発電の動き、燃料材における燃料材の安定供給に向けた取組、より効率性の高い利用方法、地域内で森林資源を持続的に活用する地域内エコシステム等々につきまして、事例を交えながら28ページ目まで紹介をさせていただいております。

29ページ目を御覧ください。(4)消費者等に対する木材利用の普及でございます。従来から行ってまいりました一般消費者を対象として利用の重要性、意義を普及啓発する木づかい運動を着実に展開しております。また、毎年10月が木材利用促進月間になったということもございまして、10月を中心に行っている様々な取組について御紹介を申し上げます。木のよさ、木の価値を再発見させるような取組を顕彰するウッドデザイン賞等におきまして、農林水産大臣賞に加えて経産大臣、国交大臣、環境大臣による賞も創設されております。そういったことも御紹介をさせていただいております。そのほか木材利用における福祉施設の利用者の作業性に配慮した製品開発等々、林業関係者と福祉関係者が協力する仕組みである林福連携、木のよさ・意義を学ぶ木育等につきましても御紹介をさせていただいております。31ページ目まででございます。

31ページ目、(5)木材輸出の取組でございます。木材の輸出、大変順調に増加をしております。2022年は前年比11%増の527億円となっております。その内容につきましても分析をするとともに、様々な輸出拡大の取組も御紹介をしております。特に今年度は日本木材輸出振興協会が輸出促進法に基づく輸出促進団体、いわゆる認定品目団体になりましたことから、こういったことも踏まえて今後は業界が一丸となって輸出促進に取り組んでいくことにつきましても御紹介をしております。

34ページ目を御覧ください。大きな3でございます。木材産業の動向でございます。(1)木材産業の概況で、素材生産から川下に製品を届けるまでの木材産業の概要と生産規模等々につきまして御紹介をしております。

35ページ目以降、38ページ目にかけては、(2)で木材産業の競争力の強化を紹介しております。前回の白書におきましては特集で整理をさせていただきましたけれども、その整理を引き継ぐ形で国際競争力の強化、地場競争力の強化に分けて記載をさせていただいております。事例につきましては、いわゆるウッドショックを受けて、無人化ラインを導入し生産能力

の強化を図った事業者も37ページで御紹介をさせていただいております。国際競争力を高めていくためには品質・性能の確かな製品を供給していく、そのためのJASを拡大していく、原木の安定供給体制を構築していくといった、そういった必要性につきましてもここで記載をさせていただいております。

39ページ目以降でございます。国産材活用に向けた製品、技術の開発・普及でございます。まず一つ目に大径材の利用のを取り上げております。大径材を効率的に製材する体制だとかラインがこれまで必ずしもなかったといったところが多かったということがございます。これからは大径材に対応した製材、加工、乾燥などの技術開発、普及に取り組んでいることを記載しております。事例といたしましては、杉の大径材を活用したツーバイフォー材だとか米国向けの輸出用外構材、フェンス材を製造している事例もここで取り上げているところでございます。そのほかCLTの利用、普及に向けた動き、木質耐火部材の開発、リフォームだとか各分野における需要拡大等の動きにつきましても御紹介申し上げております。

42ページ目から50ページ目にかけて、(4)といたしまして、木材産業の各部門に分けてその動向を紹介しております。(ア)は製材業でございますけれども、事例として原料を輸入丸太から国産丸太に転換した工場についても御紹介しております。前回のこの会議で御指摘いただきましたけれども、いわゆるウッドショックで国産材の代替需要が増加しているのではないか、その流れをしっかりと紹介してはどうかといった御意見を頂いております。ここまでの本文だとか、あるいは二、三の事例でもって読者に分かりやすく伝えてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、集成材、合板、チップ、パーティクルボード等、プレカット、木材流通業、それぞれにつきまして最新の動向を御紹介申し上げます。以上が3章でございます。

引き続きまして、第4章の国有林野でございます。

まず、2ページ目でございます。国有林野の役割について記述をしております。(1)国有林野の分布と役割で、国有林野の管理経営につきましては、記載は大きく変わりませんが、事例を豊富に紹介しつつ工夫をいたしております。国有林野の分布、その役割、国有林野の管理経営の基本方針につきまして紹介をしております。

4ページ目を御覧ください。大きな2で国有林野事業の具体的な取組といたしまして、(1)の(ア)公益重視の管理経営の一層の推進で、多様な森づくりの具体的な事例も紹介をしております。

6ページ目でございますけれども、治山事業の推進の一環といたしまして、令和4年8月の

大雨により新潟県で発生をいたしました山地災害につきましても、被災箇所の早期復旧等々の取組を迅速に行っているといったことを御紹介しております。

(イ) 地球温暖化対策の推進の後、(ウ) 生物多様性の保全といたしましてはブナの分布状況、クマゲラ生息状況等を踏まえ、北海道の生態系保護区域を大きく拡充したことも事例として御紹介させていただいております。

9 ページ目以降でございます。(2) 森林・林業再生への貢献ということで、いわゆる新しい林業の実現に向けまして、国有林として率先して取り組んでいることも記載をしております。事例といたしましては、三重県で県の林業研究所と連携いたしまして、採算性の向上に向けた取組として低密度の植栽、下刈りの省略等々につきまして10年以上追跡しながら取り組んでいるといった事例も紹介をさせていただいております。

樹木採取権制度の推進の紹介をしております、それに引き続きまして林産物の安定供給の中で、令和3年のいわゆるウッドショック時を含め、適切に供給調整機能を発揮していることを記載しております。また、事例といたしましては、国有林ならではの高品質材をブランド化して供給しているといった取組も御紹介をしております。

以上が12ページ目までで、引き続き13ページ目以降でございます。(3) といたしまして、国民の森林としての管理経営でございますけれども、森林環境教育の推進、NPO、企業等の連携に加えまして、地域振興への寄与の一貫といたしまして、事例としてオフィシャルサポーターの企業等の協力を得てレクリエーションの森の遊歩道を新しく設置したというような取組を御紹介しておりますし、そのほか観光資源としての活用なども記載させていただいております。

以上が第4章で、最後、第5章でございます。東日本大震災からの復興でございます。

2 ページ目でございます。大きな1 といたしましては、復興の取組として進んだところ、進捗したところを変更しております。そして、海岸防災林の復旧状況などの事例におきましては、ボランティアの皆様が海岸防災林の下刈り等の育成に御協力いただいているということを紹介しております。

(2) では森林の被害復旧・復興状況、(3) では林業・木材産業の被害、(4) では復旧・復興状況、その中で復興に向けた木材の利用として、福島県で県内の木材を使った道の駅がオープンしたことも写真を交えて御紹介申し上げます。

そして、6 ページ目以降、(2) 原子力災害の復旧・復興でございますけれども、森林再生の取組の状況などについて記載しております。また、特用林産物につきましては引き続き大変

厳しい状況ではございますけれども、出荷再開などの新しい明るい動きも織り込んでいるところでございます。

以上、第5章でございまして、大変長くなりました。まず白書の説明は以上でございまして、ありがとうございました。

○立花部会長 御丁寧な説明をありがとうございました。

これからこの令和4年度森林・林業白書の素案につきまして各委員より御意見を頂いていきますけれども、その前に二、三、私から確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、例年トピックスが最初に来て、特集になっているところが今回は逆転しているわけですが、それについて恐らく皆様もお手に取った段階で、あれ、どうなっているんだろうかというふうに思ったと思われまますので、それについて御説明をお願いしたいということです。

それと、念のためですけれども、1年前に分量を減らすということになったのですけれども、そうした分量の関係がどうなったかということについても確認ができていないというところもあるので、教えていただければと思いました。

あと、以前、斎藤委員から白書のリンク、過去の白書を閲覧できるようにしてもらえないかというのがあったかと思うのですけれども、その進捗状況についてもリンクは張ってあって確認できたのですけれども、一応そのことについても御説明をお願いできますでしょうか。

○森下企画課長 まず、御指摘、御意見どうもありがとうございます。

まず初めの白書の構成といいますか、特集、トピックス、本編という順序でございまして、まず、今年の省全体の方針といたしまして、省全体としまして計四つの白書を所管しておるわけでございます。食料・農業・農村白書が一つ目、森林・林業白書が二つ目、3番目が水産白書が三つ目、そして、もう一つは食育に関する白書でございまして、その4白書の横断的、統一的な作成方針といたしまして、まず、ある程度のレンジのある時間軸において起こった重要な動き、動向、それを踏まえてどう分析して、どういうふうに対応していくか、そういったことについてまず深掘りした分析を特集で取り扱ってはどうかと。まずこれを巻頭に持ってくるべきではないかと。その後で正に食料白書であれば、例えば今日の最重要課題であります食料安全保障のような話題を特集としてまず据えておきたいといったことで、ある程度のレンジの時間軸の中で動きを捉えるということとございまして、その後は単年度の動き、今年であれば令和4年度に関する説明に移っていくのが適切ではないかということで、その冒頭といたしまして当該年度に生じた重要な動きをトピックスとして取り上げて、その後、本編にて当該年度における動きを体系的、総合的、網羅的に説明していったらどうかというような構成、しつらえで

行っていくのが適切ではないかというようなことを省全体で定めておきまして、森林・林業白書におきましても、そういった方針に即して対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、これまで議論にございましたように、トピックスを最初に持ってきていたものが、どうしても特集の後だと埋もれてしまうのではないかというような御懸念もあろうかと思っております。なので、その点はよく留意をしながら、埋没しないようにトピックスはちゃんとあることをきちっと明確化しながら、分かりやすく説明をしていく、そういう構成にしていきたいというふうに思っております。

2点目は分量です。これも去年これも政府統一方針に従いまして大幅に削減をして、効率化を図っているところがございますけれども、今年もその方針を踏襲した形でできるだけ簡素化して、内容を絞った形で御提示、御説明をさせていただきたいと思っております。実際に今御提示させていただいた案では去年の分量とほぼ変わらない形でやっておりますので、こういう形で行っていったらどうかというふうに考えております。

最後、過去の白書の内容がちゃんと分かるようにリンクを貼ってはどうかとの点でございます。これにつきましても、一応技術的なところを整理した上で、今方法論を固めたところがございますので、今はその方法で本当に活用しやすいかどうかについて御意見を賜っているところで、その反響が得られましたら、また最終案としてお示しをしていきたいと思っております。

○立花部会長 どうもありがとうございました。念のためですけれども、この特集、トピックス、第1章、第2章というこの並びは、今後はこれで継続されていくということによろしいでしょうか。その場合には、今の御説明のように、特集では近年の動きではなくて、それなりに長いスパンで説明を含めるような形での特集の持ち方をしていくということによろしいでしょうか。

○森下企画課長 さようでございます。まず、特集におきましてある程度レンジのある長い期間、近年だとか数年間だとか、そういう単位でもって重要な動向、そして、重要な対応方向だとか、そういったことをきちっと掘り下げて分析するような、そういう章にしたいと思っております。それを踏まえて当該年度の動きに移っていくことにさせていただきたいと思っております。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様、このような経緯で構成の順番が変わっているそうです。基本的に今回のこのように順番が変わって、特集、トピックス、第1章、第2章という構成は今後も継続されていくであろうということでしょうか。

○森下企画課長 はい。

○立花部会長 ということのようです。こういったことも含めてまた御意見を頂ければと思いますけれども、これから90分弱の時間がありますので、最初に特集について30分から40分ぐらいで皆様から御意見を頂き、トピックスについて15分程度、そして、通常章についても25分程度ということで進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、全体について何か御意見がこの段階であれば出していただけますでしょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 すばらしい白書と存じます。以前コメントさせていただいた事柄にご対応いただきありがとうございます：バックナンバーをウェブ閲覧できるようご準備いただいていることに関して、非常にすばらしいことと思います。今現在起こっていることを記載するのが白書ですが、一年一年をしっかりと丁寧に仕上げているからこそ、それが何十年の連続した時系列で積み上げられたとき、精度よい未来予測や方針を考えるためのデータベースとして価値を持ちます。御尽力により、全てのバックナンバーをネット上で閲覧してキーワード検索もできるよう進みつつあるとお聞きしており、大変に画期的なことと存じます。そんなすばらしいことが可能だとは皆さんご存知ないと思いますので、ぜひ白書本体のどこか目立つところにそのことを掲示していただきますよう提案します。

○立花部会長 大変御提案をありがとうございました。参考になると思います。事務局で御対応をしていただくことでよろしいでしょうか。

○森下企画課長 はい。対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

ほかの方々からも全体について、構成を含めて何か御意見があれば出していただければと思います。

取りあえず私からは特集とトピックスの順番が行ったり来たりするというのは、読者、特にいつも見ている我々大学の教員、研究者、学生たちにとっては、何で今年は変わっているんだろうかといろいろなことを考えてしまうということになりかねないので、余りそうしたことがないように、ほかの白書とも連携をしながら是非統一感があるようお願いできればというふうに思います。

○森下企画課長 今回、省全体の方針を定めるに当たりましては、関係の白書とよく議論して、これまでの経緯を含めて議論した上で、今後はこう行っていこうを定めましたので、今後は揺らぐことのなきよう運営してまいりたいと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの方はよろしいでしょうか。日當さんはよろしいですか。

○日當委員 結構です。

○立花部会長 それでは、特集につきましてこれから皆様から御意見を頂きたく思います。どんな点でも結構ですので、御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 すみません、松浦です。

膨大な資料を読み込み、過去からの歴史も踏まえ、現在問題となっている気候変動に伴う山地災害に関して記述し、それに対して将来に向けてどのような対策を取るかというようなことをきちんと分かりやすくまとめていただいている、と感じました。

その中で、過去に森林の荒廃によって災害が多発したにもかかわらず、多大な労力によって森林が回復し、現在、成熟しているところの中で、更にまた災害が発生しているところを、もう少しスムーズに記述いただければいいかな、と思いました。というのは、結果的に豊富な森林が成立しているものの、森林の機能を上回るような極端な気象現象が発現しているので、場所によってはやっぱり災害が起きてしまうと。したがって、今ある森林の機能をより強化すべきだけれども、その限界もあるので、場所によっては構造物等で対策するといったところを、もう少し流れるように記載していただけると読者も分かりやすいのかなと思いました。

それから、降水の形態の変化の中で少し気になったのは、被災場所の変化が余り出てこないということです。実は2016年の台風10号は東北地方に初めて上陸した台風で、岩手県に結構大きな土砂災害をもたらしましたし、去年は下北半島で豪雨災害が発生しました。やはり災害の発生場所が結構、変化してきているかもしれないという傾向があるので、それに触れていただければと思いました。

あと、3点目ですけれども、将来どうするかというところで、基本的にはいろいろな治山技術が必要だと思うのですが、ベースにあるのはDX、デジタル・トランスフォーメーションだと思うんですね。第2章か何かで「森林資源などをクラウドで活用し」というところがあったと思うのですが、それと関係する森林資源のデータセットの標準化とクラウド化というところから、例えばそれと人工衛星、航空機、UAVなどによる合成開口レーダやライダーとかの隔測技術を組み合わせるとともに、三次元の見える化などに関係するCIM技術を積極的に活用する。一方、現場ではロッククライミングマシン、あるいはセーフクライミングマシンなどを用いた現場施工技術とICTを組み合わせた省力化、無人化、効率化を追求した対策技術な

どを積極的に利活用することが重要だと考えます。現在も取り組まれ、若干ICTのところでも触れられているとは思ったのですが、DXというのは今のトレンドですし、実際これから現場で人手不足が深刻化してくると考えられますので、もう少し、DXについて記載されてはどうかと思いました。昨年発生した新潟・山形両県での災害のときでも、災害復旧事業に対して不落が続いていると聞いていることから、デジタル化を加速化することで、将来の人的資源の減少に対してもきちんと対応しながら、山の手入れもし、山の復旧もしていくということを強調していただけると、現在急速に進んでいる技術革新を積極的に取り入れつつ、将来への備えに対する意気込みが感じられていいのかなと思いました。

以上です。すみません。

○立花部会長 ありがとうございます。今3点の御質問がありました。私は2点目の地域の変化のところ、例えば人工林の高齢級化に伴って災害が変わってくるかということもあるかもしれない、そうしたことも関連づけられるのではないかと思います。今の松浦委員の3点の質問に対してお答えを頂けますでしょうか。

○箕輪治山課長 治山課長の箕輪でございます。

3点松浦委員から御質問を受けました。ありがとうございます。まず1点目の多分14ページから気候変動による山地災害の激甚化、形態変化というところで書きぶりが変わっていくわけですが、おっしゃられるようにこれまでの森林整備、治山対策によって災害は減っている、ただ、雨の降り方が変わり、災害形態も変化しているということを書いてはあるのですが、もう少し工夫をして流れるようにしていきたいと思っています。

2点目の場所の変化は御指摘のとおり、台風が太平洋側から上陸したり、青森も昨年、一昨年も実は災害が発生しているということで、これまで災害が発生していなかった地域で御指摘のように災害が出るというような形になっております。その辺りの変化についても追記ができないか検討していきたいと思っています。

関連で今、立花部会長から御指摘のあった人工林の話は、実は新潟の下越の事例、13ページです。下越地域における事例、これは前回も御指摘いただいて追記したのですが、この中で雨の量は昭和42年の豪雨と余り変わらなかったけれども、被害額が大幅に減っているというデータを付けています。その要因としては、やはり治山施設がしっかり作られたこと、また、山が整備され、御指摘があったように人工林の齢級構成が変わってきた、高齢級化して森林を保全する力が発揮されていると考えています。県全体になりますけれども、人工林の齢級構成、青が昭和40年、オレンジが令和2年ということで高齢級化しておりますので、そこはしっかり

と森林の機能が発揮されている、そして、災害も減っているということにつながっているのではないかという形で記載させていただいているところでございます。

あと、松浦委員からの最後の3点目、DXの点は21ページに新たな技術の活用が進んでいるということで3Dのレーザースキャナーを使って、また、そのデータを基にICTバックホウという自動的掘削などを行うという事例を取り上げておりますけれども、御指摘のあったように今森林全体の航空レーザ計測とかも進んでいる部分がありますので、そこら辺とのリネージュみたいなものを書ければというのは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○立花部会長 松浦委員、よろしいでしょうか。

○松浦委員 ありがとうございます。BIM/CIMとかi-Constructionというのは国交省が主導して提唱している技術なので、林野庁として省庁間でどのような兼ね合いがあるか分かりませんが、そういった技術を直接書かなくても、クラウドにある最新のさまざまなデータセットを利活用しつつ、革新的な技術を使ってより一層の省力化・効率化を図るといったところを、もう少し深掘りして記述しても良いのかなと思います。よろしく願います。

○立花部会長 ありがとうございます。私の発言のところで、特12のページについて、もう少し文章で説明してもいいのではないかという気がしたんです。何かすごく情報量、図表がたくさんあるのですけれども、読んでいて何をこれから読み取ればいいのか私自身が苦しかったので、それも含めて今お話をした次第です。

そのほか御意見、御質問をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 小山です。

治山の特集がトピックスよりも最初の方に来て、治山が取り上げられていること自体すごく新鮮でインパクトがあるなと思って眺めていたのですけれども、私佐賀県でも29年以降非常に局地集中豪雨は続いて、もう何年度の災害か分からないくらい大きな土石流だったり山腹崩壊だったり起こっています。私も九州森林管理局のへりの調査に乗せてもらったりして、災害時の早期の調査とか被害地の把握等に非常に助けてもらったりもしたところですが、最近この災害の現場を歩いてみて思ったのは、ここの13ページにも紹介はしてありますが、写真と文字で治山ダムにより土砂、流木捕捉というふうに崩れたところの上流部、あと、脇の谷にも結構二、三十年前に入れられた堰堤が何基もあって、これがあったからこの下の集落はこれぐらいで助

かっていたんだというようなどころがあつて、もっとこういう先輩方のすばらしい仕事を地元
の住んでいる方にも紹介したいなと思つたところですが、つい先日もそういう現場を見
て、山の中でひっそりと皆さんの命と財産を守っているこの治山堰堤の働き、私も改めて災害
現場で見て、もっとこれ紹介できないかなと思つたところです。

あと、先ほど話がありましたICTのバックホウ、佐賀県内の現場でも平野部の国交省管轄
の現場ではもう導入もされていたりするのですが、やっぱり結構佐賀は谷が狭いところ
も多くて、広い現場なら行けるところもあるようですが、なかなか狭い谷の現場では拾ってこ
ないということで、なかなか活用が進んでいないなという状況がございます。

ただ、ドローンを使ったレーザー測量では1基3,000万円のドローンですが、大体こ
れまで2週間ぐらい現場の測量の掛かるところが20分ドローンを飛ばせばいろいろな図面がそ
の場でできてきているという状況を目の当たりにしまして、使える現場では相当民間のコンサル
タントを含めて活用が進んでいる状況があると感じております。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。先ほどの特12のところの説明も含めてだと思いま
すけれども、事務局から御対応いただけますか。

○箕輪治山課長 治山課長でございます。

おっしゃるように13ページの特12、ここに治山施設を載せているのですが、正に少し
説明が足りないという御意見かなと思つたので、先ほどの立花部会長の件も含めて工夫をし
ていきたいと思つています。

ICTは御指摘のようにこれまでも、特に東日本大震災の後で海岸の平地である程度大きな
面積をやるといふものについてはICT施工とかで治山の分野でも実績はあるのですが、山の
場合ですと場所が狭いとか、あとは電波が届かないとかいろいろな問題があるという中でな
かなか進んでいないというのが現状かと思つています。ただ、その中でも御指摘あつたようにド
ローンというのは大変有効で、崩れた山の斜面を今までは人力で登っていたのですが、そこを登ら
なくてもドローンを飛ばすだけで現地の状況が把握できるといったようなことで、安全の面か
ら有用な技術だと思つておりますし、実際現場でも取組が進んでいるのかなと思つています。
そういう取組については引き続き取組を進めていきたい、できるところから行っていきな
いと思つています。

以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。小山委員、今のお話でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。お気づきの点があれば挙げていただければと思います。よろしいですか。

松浦委員、ありますか。お願いいたします。

○松浦委員 すみません。流木災害についてです。流木災害についても触れられているのですが、例えば前の委員会でも言ったんですが、兵庫県では独自の兵庫方式の対策工を開発したり、あるいは大規模な流木実験とかも行い、成果もあるようです。森林総合研究所でも流木のシミュレーションですね、土砂と流木が混じったようなシミュレーションとかを行い、結構いろいろな成果が出ていると聞いています。実際に将来の治山事業に反映し普及されるというのを考えると、それらの研究成果がまだ現場の技術に落とし込まれていないというふうに理解していいのでしょうか。まだ書くには早いと、そういう理解でいいのでしょうかという質問です。

○立花部会長 森林総研、大学の研究成果との関係ということでしょうか。

○松浦委員 そうですね。

○立花部会長 事務局はいかがでしょう。

○箕輪治山課長 ありがとうございます。おっしゃるように兵庫県の取組、森林総合研究所のシミュレーションの話は、私どもも先般見させていただいたりもしているところでございます。おっしゃるように流木対策に対する林野庁の方針は、一定程度過去にまとめた経緯はあるんですけれども、まだ最新のものについては盛り込んでいけないという状況なのかと思います。おっしゃるように兵庫県もある程度シミュレーションをして作られているので、一定の有効性というのは確保されていると思うのですが、林野庁の方が十分に検証し切れていない部分もあると思いますので、しっかり精査をして今後どういうふうに取り上げていくのか引き続き検討していきたいと思います。

○松浦委員 もし実用化まで至っていないという話だったら掲載する必要はないですし、こういった努力をしている、取組をしているという紹介のような話でもいいのかなと思った次第です。

○立花部会長 それでは、事務局の方で御検討を引き続いてお願いいたします。

どうもありがとうございました。内容的にはこれまでにない新鮮な内容であり、更に充実しているということだと思います。ただ、少し説明の足りない部分とかがあるので、その辺の検討をお願いするということとなりました。検討を宜しくお願いいたします。

次はトピックスに移ります。トピックスの内容につきましてお気づきの点があれば御意見、御質問等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

では、私から一つ。先ほど林政審の方でも発言させていただいた樹木採取権制度のところですけれども、主伐後に再造林がなされているかどうかという点が多くの関係者、国民の関心が高いところだと思います。このトピックス5では、写真としては再造林の様子がありますが、もし可能なのであれば、既に事業を始めているところが再造林をどのようにしているか、そうした説明を加えていただくといいのではないかと思います。

あと、これは第2段落のところの「1か所当たりの伐採面積が制限を超えないようにするなど」とありますが、これもし記載できるのであれば、例えば5ヘクタールとか10ヘクタールとかというような具体的な数字を示していただければ、またこれも多くの方が心配している部分に対する説明になるかと思いました。関係学会の会員あるいは学生たちもそうなんですけれども、人によっては20ヘクタールも皆伐して大丈夫ですかというような声があります。そうしたことに対して何らかの形で説明しておくというのは大事と思うのですが、いかがでしょうか。

○眞城経営企画課長 御指摘ありがとうございます。いろいろと危惧されているというお話は、これは通常のこの検討のときにも我々の方も当然ながらいろいろお聞きしてございます。例えば5ヘクタールのところの具体例とか今ここで表現するのに適切なものを内部で検討させていただきたいと思います。

○立花部会長 一つの説明としてそういうのを入れるということは大事になってくると思いますので、是非御検討いただければと思います。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 本審のところでもお話をさせていただいたのですが、せっかくこの樹木採取権制度がいよいよスタートしたということで、関心も高いところでございます。この樹木採取権制度がスタートした本来の目的は、先ほどの本審での審議の中でも林業経営の育成を図るなどのところが明記されていたわけですので、国民の理解が浸透するまでの間はこの辺りの説明も記述していた方がよろしいのではないかと思います。このところをお願いしたいところです。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。御回答をお願いできますか。

○眞城経営企画課長 先ほども御指摘いただいた部分かと思っております。実際に当初の趣旨については大きな仕組みの中で変わってございません。あとはそれを今の状況の中でどのよう

に表現するのが適切かということで、また検討させていただきたいと思います。基本的に文中の事業地の確保で経営の見通しが立つということをもって、ここでは採取権者と記載してございますけれども、経営基盤を強化できることで、ある意味育成につながるということで、説明でいろいろな言葉遣いをしていますが、工夫できることを考えたいと思います。

○立花部会長 日當委員、お願いいたします。

○日當委員 すみません。本来ならば本審でお話しすべきところですが、関連するのでお願いでございますが、この樹木採取権者の聞き取り調査をされていたというふうなことで先ほど御紹介等ありましたが、本来そういった意味で安定的な林業経営を進んでやりたいというふうな方々でも言わば樹木採取権制度の一定のルールがハードルになって取り組めないという方々もおられるかと思えます。そういった方々に対するヒアリングも継続的に行って、この制度が本来持っている林業経営事業体の育成が図られるようなものに資するようになっていければよろしいかなと思っております。

○眞城経営企画課長 ありがとうございます。

12月に策定した今後の方針に基づいて進めていくにあたり、地域ごとに意見をお聞きすると、事業者の経営状況や経営基盤によって、いろいろな構想が出てくるかと思えますので、そういった中で、御指摘の点をしっかり捉えながらということになるかと思えますので、引き続きそういった対応をしていければと考えてございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点ございますでしょうか。

私から細かいことですが、例えばトピックス1の右下の図が印刷の段階ではもう少し文字が大きくなるかもしれないのですが、こういう記載だとなかなか読めないなという気がするのですが、こうした図の文字の大きさについては全体を通して御検討いただきたいと思うのと、あと、可能であればこの文章の中でこの図を使って説明しているのはどこかという指示を入れていただいた方がいいと思います。文章中に下右図とか下左図とかを記載するのでもいいので、何かそういうのがあると図を照らし合わせながら読めるということになると思いますので、そうした工夫もしていただければより読者フレンドリー性が高まるかなというふうに思いました。よろしくお願いいたします。

○森下企画課長 御指摘ありがとうございます。まず、図につきましては大変恐縮でございます。何か潰れた格好になっていて、読みにくく、分かりにくくなっておりますので、図示する際には分かりやすく表示をしたいというふうにしたいと思えます。

また、本文との関係につきましてもよく配慮した書き方にしたいと思っています。よろしく
お願いします。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。取り上げているこのトピックスの順番についても、前回の施策
部会の中でやっぱり林業に関わる部分、森林・林地に関わる部分を最初に持ってこようという
ことでこのような形で順番が置かれていますけれども、その確認も含めて御意見があれば出し
ていただければと思います。

特段の御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

もし御意見ないようであれば先に進んで、もし後からでもお気づきの点があればまた挙げて
いただくということにさせていただければと思います。

今回、8ページに森林×脱炭素チャレンジのページの記載がありますが、これは初めてでし
たよね。

○森下企画課長 はい。

○立花部会長 ですから、こういった様々な取組の紹介の部分の部分を設けているというのも今回の
白書の一つの新しい部分であるということも、もうお気づきかもしれませんけれども、それも
一つこの白書の特徴かなというふうに思います。よろしいでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 太陽光発電の件に関しましては、これをトップに取り上げていただきまして大変
有り難いと感じています。実際の現場に行きますと、かなりひどい事例がたくさんありまして、
そういう場所では、首長さんは入り口のところで何とかしてくれないかという非常に強い要望
がありました。そういう意味で、この1ヘクタールを0.5haに下げるといようなことを迅速
に行っていただきまして、しかも、ちゃんと根拠があるわけですよね、この右の下の図のよう
に。これは非常に説得性のあることで、こういった調査を地道に行っていただいて、迅速に対
応していただいたことはとても評価できていると思っています。これは感想です。すみません。

○立花部会長 ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。基本的にはトピックスの順番もこれでよしということで異
論はなかったと思いますので、あとは内容的に若干の修正をお願いしたい場所があったとい
うことになります。

それでは、第1章の森林の整備・保全のところにつきまして、この記述内容についてお気づ

きの点があれば出していただければと思います。いかがでしょうか。

では、私から情報提供をさせていただこうと思います。37ページの森林認証のところですけども、これ2020年、21年、22年と実績を並べてみると、世界的に見ると去年は減っているんですね。私は「山林」の1月号にPEFCの動向をまとめ、この3月号にはFSCをまとめました。実績を見ると少なくとも森林認証面積は減っている。それはロシア、ウクライナの問題があって、ロシアとかベラルーシとかの認証面積がゼロになるとか、あるいは減るとかという動きがあったりします。国際的な動きの中でそのような動向が生じているというようなことにもなります。一方で、CoCは増えているんです。先ほどのクリーンウッド法とのお話とも関係するんですけども、違法伐採対策とか持続可能な森林管理、木材利用という観点からそうしたCoCへの関心は高まっていて、たまたまロシア、ウクライナの問題で森林認証面積が減少しているということかと思っています。白書に書くかどうかは必要があれば検討して戴くとして、そうした動きがあることも、特にCoCがそれなりに増えてきているというのはやっぱり重要なポイントかなと思っています。日本のサプライチェーンという観点からも、一つ参考にしてもいいのかなというふうに思ったりしておりました。情報提供という意味で申し上げました。

お願いいたします。

○森下企画課長 ありがとうございます。

まず、認証制度の活用の動き、CoCが増えていることの分析等々を含めまして確認いたしまして、また、白書に書くことができるか、その是非だとかどう書くのかとかいったことも含めまして検討させていただきたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。実は2022年でも1月を取るか12月を取るかでデータが全然違うんですね。今の2か国、3か国の関係でそういうのがあるということになります。

ほかの委員の皆様、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 10ページに事例1-1、林業普及指導員の取組事例を紹介いただいて、写真入りで取組の内容も説明してあるんですが、この指導員という人がいろいろ活動なさってこういうふうなことができているから、この人の写真なんかも入れられたら、可能であれば分かりやすくいいのかなと。大学生とか高校生もこういう白書を見られたりするだろうから、今後の職業選択肢になり得ないかなと思って、そういった活躍されている普及員さんの写真が可能であれば入ればなというふうに思いました。

○立花部会長 どうもありがとうございます。実は大学教員の立場でみると、白書がある意味

では大学1年生、2年生の教科書的な位置づけになってきているんですね。ですので、今の御提案は有効と思います。ただ、顔を出してもいいですという方がどれだけいるかです。

では、回答をお願いいたします。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

御質問ありがとうございます。私たちも林業普及指導員がこうやって事例として前に出るべきとの委員のご指摘は非常に有り難いことだと思っています。この事例は林業普及指導員が実際に携わった例ということで載せております。写真については、立花部会長がおっしゃったとおり御本人に確認できるかとか、写真があるかとかの確認は必要ですので、調べて可能であれば対応していきたいと思います。

○立花部会長 林野庁に入りたいという学生を増やすという効果もあるかもしれないので、前向きに御検討をお願いできればと思います。

全体的に非常に読みやすく、内容的には充実しているなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、第2章の方に移りたいと思います。ここのところで何かお気づきの点があればお出しただければと思います。

○吉本森林利用課総括課長補佐 すみません。先ほどの丸川委員から森林環境譲与税の取組で、ご発言があったかと思っております。

○立花部会長 お願いいたします。

○吉本森林利用課総括課長補佐 森林利用課でございます。

先ほど丸川委員の方から森林環境譲与税の取組、林経営管理制度の取組について、今回の中でも丁寧にいろいろと記載していただいているけれども、より分かりやすくというようなところは引き続き意識して行っていただきたいというご意見を頂いたかと思っております。

15ページから紹介をさせていただいておりますように、かなりの分量も取りまして、また、18ページで実際に数字の動きを示すようなグラフ、特に森林環境譲与税の関係につきましては、実際に使われた額というのは令和3年度のところまでしか確定はしていないところでありますけれども、昨今新聞などで基金に積み上がって使われていないような状況があるのではないかなというようなことも紹介をされているということも受けまして、令和4年度、予算としてどれだけ計上して使う予定としているのかということもきちんと取った数字をこのグラフの中にも載せさせていただいているところでございます。

また、19ページ、20ページと事例の方も、これもかなりスペースと件数をとって紹介させて

いただいているところでございます。また引き続きこの辺のところは白書もそうですけれども、ほかの手段も含めまして、積極的にきちんと広報、普及していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。私がお願いするべきところをカバーしていただきました。関係して、ここに来て市町村の連携が山村地域での連携であったり、都市部と山村部での連携であったりというのが広がりを見せていることも、すごく重要だと思うんです。都内でも取り組みが報じられています。先日、日経新聞にも出ていましたけれども、そうした動きもありますし、そのような形で今後期待できる部分がかかなり出てきているというのも大事なポイントかなと思っております。どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか、皆様。

では、第2章に移りたいと思います。委員の皆様から御意見等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 (2)の薪炭、竹材、漆の動向についてコメントがございました。木炭について、一般に温度や空気の量などの加工条件で敏感に品質が変わり、条件次第で吸着能に直接関与する細孔構造を持たないものも存在します。「吸着性に優れるものについては」のような形で限定していただくと、誤解が生じにくくより正確かと存じます。バイオ炭についても定義をしていただき、「難分解性の炭素を土壤に貯留される効果があるものについてバイオ炭として土壤改良に施用される」のように限定すると誤解が生じにくいかと存じます。

漆につきまして、記載のページにスペース的な余裕があるようですのでそちらを利用して、漆とは何か少し記載を加えていただければと存じます。例えば竹材の動向の項では「身近な資源として日常に使われる」、「いろいろな用途に利用されてきた」などの記載がありあります。漆に関して昨年の白書や平成29年版には「漆の樹液を採取して生成した塗料で古来食器工芸品、建築物の塗装や接着に用いられてきた」などの記述がありました。最近では、漆と言われても何か分からない若い人たちも増えています。林業白書の中では分布や生産量の高い木材が記述の主体になると存じますが、一方で歴史・文化的背景を持つ漆を取り上げることも重要と思います。例えば、漆は英語でジャパンと呼ばれるように、中世にヨーロッパに渡り当地で文化財となっている品々もあり、それらを修復するための生漆が品質的に日本産である必要がある。世界的に伝統工芸の職人の技は失われ文化財として修復・再現ができないものが多いなか、日

本の漆については、漆掻き始め多くの工程を経る技の伝承がまだ継承されていて再現できる。そのようなルーツ・オリジンを持つ漆には、エピソードとして人の気持ちを動かす力があると思います。森を大切にし、保全に税金を使うことに理解を示していただく一助にもなるかもしれないし、もっとドライな面で観光資源としての経済効果を発揮することも期待されます：漆についての記述を拡充してはいかがかとの意見でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。2点コメントを頂きました。事務局からお願いします。

○渡邊経営課長 経営課長でございます。

コメントありがとうございました。2点ということで、まず一つ目は木炭とバイオ炭の機能というか効果の部分ですが、非常に高度なことを御質問されたのかなと思っておりまして、御質問を踏まえた上でもう記述を改められるかどうか検討して書きたいと思っております。

もう一点目の方ですけれども、確かにおっしゃるとおりスペースが空いているので、全体との関係でこれが全部空くのかもう一回確認した上で、スペースがあるようでしたらもう少し記述を書き足して、そういう歴史とか背景とか由来とか、そういったものを書き足せばというふうに考えます。ありがとうございます。

○立花部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆様からはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

私、これは多分後からまた整理されると思うのですけれども、例えば23ページの資料2-22がもう少し大きいとうれしいなという感じがします。老眼もあるかもしれないのですけれども、なかなか写真も文字も読みにくいところがあったりしましたので、その辺も工夫をお願いします。先ほどのスペースの問題とも関わってきますけれども、あと、資料2-9もそうでしたね。御検討をお願いできればと思います。

あと、今日林野庁の皆さんのお話を聞きながら思ったのが資料2-1の林業産出額の推移、20年来で最多になったのは名目ではそうですけれども、実質的にどうかというデフレートをし、そのデータを確認した上で言われた方がいいと思いました。経済学の視点では名目で議論していいのだろうか、20年だと物価上昇があるよねと思うところがあります。日本はなかなか物価上昇していないということではありますけれども、念のためそれも確認された方がいいというふうに思いました。

よろしいでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 すみません、松浦です。

24ページの早生樹についての質問ですが、コウヨウザンとかセンダン等の植林を進めているということですが、この用途についてはバイオマス発電所の燃料として位置づけられているのでしょうか。その可能性はあるのでしょうか。林野庁としてはそれを意図してこの実証試験をされているのでしょうかという質問です。

○立花部会長 お願いいたします。

○石井造林間伐対策室長 すみません、造林間伐対策室の石井でございます。

今のお話でございますけれども、今のところ用途をバイオマス発電とかそういったことに限っているというわけではございません。コウヨウザンであれば一般用材、センダンは家具とかでよく使われますので、そういった利用も念頭に置きながら植栽をし始めているというような状況かと思えます。

以上です。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

○松浦委員 バイオマス発電所を稼働させるために、チップをかなり輸入していると思うんですが、安定的な供給というのが一番のキーポイントだと思うので、そういうのも見越したような形での早生樹というのもあってもいいのかなと思った次第です。

○立花部会長 今の御発言は御意見でよろしいでしょうかね。ありがとうございます。コウヨウザン、センダンについてはいろいろな用途も考えながら、ということで取り組まれていると思いますし、成長が早いということもありますので、そうしたことで、ここで取り上げられているということかなと思います。

この部分、学会発表しているとか何か成果があればそれを引用しておくというのも一つ手かもしれません。こんな実験結果が発表されているというようなことがあれば、こんなことを考えてこんなことを行っているんだということが理解していただけるというふうに思いますので、合わせて御検討いただければと思います。

どうもありがとうございました。

では、第2章についてはここまででよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

引き続きまして、第3章に移ります。お気づきの点があればお願いしたいと思います。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 木材価格の動向についてですが、この資料でいうと9ページのところですが、「木材価格は令和3年以前より高い水準で推移し」というふうなところで御紹介を頂いている

ところですが、この令和4年度の書きぶり、先ほど部会長からお話しありましたけれども、どの時点を見るかというところもあろうかと思うんですが、令和4年度の第4クォーターというんでしょうか、1-3月期を見るとだいたい木材価格の動向というのはこの状況ではなくて下がっているかなど。統計の発表が遅れているというところもあるかもしれませんが、単純に高いところで止まっていますよというふうな状況ではなくなってきているというところが我々業界人としてはいろいろ心配もしているところがございます。そういったところを御紹介しなくてもよろしい、事実として紹介した方がよろしいのかなというところを思っているところです。

○立花部会長 そうですね。事務局の方で今の点はいかがでしょう。

○土居木材製品技術室長 木材産業課です。

まず、今のお話のとおり1年を通じた価格の変動があるところですので、どういう書き方ができるかという今の御意見ありがとうございます。踏まえまして検討したいと思います。

○立花部会長 よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょう。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 質問ではなく御礼でございます。以前、バイオマス利用の項の記述の順について、マテリアル利用を先としてエネルギー利用がその後続くほうがしっくりすると申し上げておりました。ご対応頂いてありがとうございます。平成29年版の白書と同じ順に戻していただいたこととなります。2の(1)の木材利用の意義の項でカスケード利用のコンセプトを伝えていて、こちらと呼応する形で、再生産可能とはいえ長いタイムスパンを要するといったバイオマスの特徴を踏まえての立て付けとなっていると存じます。

○立花部会長 ありがとうございます。今回の変更に対してのお礼ということですね。

そのほかにはいかがでしょう。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 19ページの建築物木材利用促進協定制度、これは大変今後力を入れてほしいというところがあります。そういった意味では、昨年のトピックスでも御紹介はあったかと思うんですが、是非この紙幅に余裕があればですが、この取組の事例がもう国においては8件、地方公共団体等44件の協定が締結されているというところですが、代表的なところとかそういったもののまた事例があれば、この説明の形態以外にも紹介等いただければまた今後ますます進んでいくのではないかなというところを期待しております。

○立花部会長 ありがとうございます。どうでしょうか。加筆するというのは可能でしょうか。

○有山木材利用課総括 木材利用課でございます。

建築物木材利用促進協定は、大変自治体の皆さん、事業者の皆さんに賛同いただき、協定締結数は今50を超える実績になってきておりまして、記載スペース等の都合もありますけれども、加筆について検討したいと思います。

○立花部会長 今後に向けて大事なポイントを御指摘いただきました。ありがとうございます。

そのほかの箇所についていかがでしょうか。

私の方から、木材輸出のところで額で書かれているのですけれども、これに数量も併せてというのは可能でしょうか。額は額ですごく大事ですけれども、一方で物量としてどのぐらいかということもそれも情報としては大事ななと思っていまして、検討をお願いできればなと思います。いかがでしょうか。

○有山木材利用課総括 木材利用課です。

木材輸出額は為替の関係もありますし、額だけではなくて量を記載することも重要ということで、スペースの都合もありますけれども、同じ回答ですみませんが加筆を検討させていただきます。ありがとうございます。

○立花部会長 是非お願いしたいと思います。本当に物価上昇の話もあたり為替レートの話もあたりするので、一方でやっぱり額だけではなく量もあった方が、理解がより深まるかと思いました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日當委員、お願いします。

○日當委員 18ページの資料3-13、工務店での木材使用割合というところが御紹介を頂いているのですが、本文の方でも地域で流通する木材のことで工務店さんたちがしっかりと利用しているというところが御紹介いただいているんですが、この資料は毎年度資料でずっと御紹介いただいているところですが、言わば更に増えていますよというふうなこのデータのアップデートの予定はないものでしょうか。

○立花部会長 これは調査を行っているかどうかと関係しますね。事務局、いかがでしょうか。

○土居木材製品技術室長 木材産業課です。

こちらの資料については平成29年、30年のデータというところですがけれども、こちらはJ B

Nが実施している調査ですが、実は今年度このような調査をなさっておりまして、今整理をしているというところですので、御報告に入れられるかどうかというのはその動向を見て考えさせていただけると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○立花部会長 是非加筆できる場合には変化も含めて、こんな変化がある、こんなトレンドが生じているということも併せて記載していただければ木材利用という観点ですごく重要な情報になるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○土居木材製品技術室長 承知いたしました。

○立花部会長 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、第4章の国有林野の管理経営というところに移りたいと思います。何かお気づきの点があれば出していただければと思います。

よろしいでしょうか。

9月に公表しているミニ白書の集約版と言っていい内容と思います。ですので、一度我々としては目を通してはいるところではありますが、何かお気づきの点があればということとなります。よろしいでしょうか。

どうぞ松浦委員、よろしくお願いいたします。

○松浦委員 すみません、松浦です。

こここの内容とは少し違うのですが、国有林も含めて林野庁の要員は、現在約4,700人とお聞きしています。一方、林野庁の守備範囲は森林・林業、木材産業などと極めて多岐にわたります。なので、少ない要員の中でいろいろな業務をこなしていくとなると、やっぱり2～3年の異動ごとに、広範囲の業務を担わざるを得ないと思うんですよ。そうすると、一つの分野での深掘りがなかなかできないのではないかという危惧があります。一方で、民間の方はリスキリングとかリカレント教育でかなり専門的な知識を習得する機会が増えています。多分、林野庁だと、この国有林だけでも780万とか800万haくらいあるんですよね。それらの管理もあるし、様々な分野を担当しなきゃいけないというところで、多分リカレント教育に割く時間的、人的な余裕もないのではないのでしょうか。一方で、深い専門性をすごく求められている現状があります。昔のように、基職（基幹作業職員）も含め、10万人以上いた時代だと人材もたくさんいたので、余裕もあったのでしょうけれども、現在は数的な制限があり、限られた人的資源の中でどのように人材を育成し、さらに専門性を深めていくのか、何か考えをお聞かせいただければと思います。すみません、本質と違うので、この場で余りそういうことを聞いてはいけな

いかもしれませんが。

○立花部会長 大きな話な気もしますけれども、可能な範囲で御回答をお願いできればと思います。

○眞城経営企画課長 経営企画課でございます。

私が全部お話しできるかどうかという部分はございますけれども、やはり実際その分野でいわゆる人材育成というのは我々も重要だと認識してございます。先生のところの治山技術的なところについては、確かに異動というのはこの組織からすると一定程度、2年とか3年とかでそこは回っていかなくてはいけないということはございますけれども、一方でいろいろな分野を担当するとは言いつつも、そういった専門的な技術を持っている者というのは、実際ポストは変えてですけれども、実際そのキャリア、同じ系統のポストを経験する場合というのは多くあります。そういったことを見据えた上、ご指摘のような外部での教育というようなことがすべからくみんなできるかというのはなかなか難しいのですけれども、内部でそういった人材育成の研修等は機会を作って行っております。

あともう一つ、人が非常に少なくなっているということについては、これは多分我々の分野若しくは林野庁のみならずのことだと認識してございます。お話にございましたように基幹作業職員がいたときのような地域を知っている者がそこにいるというような状況がない中で、デジタルも含めた新しい技術などを使うというようなことも含めて情報をしっかり把握しながら取り組むと。例えば森林情報であればレーザー計測など、計測的が全て網羅していないなど、まだ課題はあるのですけれども、今後はそういったものをしっかり使って、人が増えない状況の中でどんな管理ができるかというのを引き続き対策していきたい、御指摘の部分は我々も十分認識しながら対処していきたいと考えています。

すみません、全部はなかなかお答えできない部分はございますけれども。

○松浦委員 結構、やり繰りが大変だと思うのですが、いろいろな分野も幅広く経験していただくとともに、是非、深い専門性も追求していただきたいなと強く願っています。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、この第4章について何かお気づきの点があれば出していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

小山委員、お願いいたします。

○小山委員 すみません。小さなところですが、10ページの事例の中で紹介してある写真の1,500本/haの除伐後の状況だけ説明がしてあるんですが、この写真で何を言いたいのかと

いうと、その文章中にもあるように10年生以降は無下刈り区も下刈り区も同じような生育状況ですよということを言いたい写真ということでもいいんですかね。何か分かりづらいなと思って、ここの写真キャプションは少しほかのところでも目についたのですが、整理した方がより分かりやすくなるのかなというふうに思いました。

○嶋田業務課長 業務課でございます。

御推察のとおりで、除伐まで終わるとそれほど変わらない山になるよというのを示したかったものでございます。キャプション等については、御指摘を踏まえて工夫させていただきたいと思えます。

○立花部会長 よろしく願いいたします。

ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、第5章、東日本大震災からの復興、この章につきまして皆様から御質問、御意見等をお願いできればと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

もし特段御質問等がないようであればここまでにしようかと思えますが、特集、トピックス、第1、2、3、4、5章、全体を通して何かここでお気づきの点あるいは発言をしていなかった部分があれば発言をお願いできればと思えます。いかがでしょうか。

小山委員は今回初めてなので、追加で説明させていただくと、QRコードを去年から導入しました。というのは、分量を減らすということが必要になって、ここから元データとか詳細なデータに飛べるようにということでこうした工夫をしているということになります。あと、各章の扉のところにSDGsのロゴを入れているんですけども、これは3年か4年前にSDGsとの関係で特集を設けたときに、森林・林業、木材産業、木材利用というのはそれぞれこんなに貢献しているよということを示しました。せっかくだからこれを継続して、どういうふうに我々の森林・林業、木材産業、木材利用が関わっているかというのを継続して読者の皆さんに認識していただくということで、こういった形で掲載しています。

あと、昨年の施策部会の中で丸太とか原木とか素材というあたりの用語の使い分けは気をつけてくださいというのがあったんですけども、そのあたりへの対応は去年を踏襲してということでもよろしいんですね。若干素材販売とかという文字も見えたりはしているんですけども、昨年、斎藤委員から用語がいろいろあって分かりにくさがありますよということを御指摘いただいて、白書作成の皆さんの方でいろいろと検討していただいたと認識しています。その

あたり、最終的に仕上げる段階では改めて確認をお願いできればというふうに思います。

○森下企画課長 よく精査して、確認して仕上げてまいりたいと思います。

○立花部会長 どうもありがとうございました。

そして、例年は余り取り扱っていないんですが、R4施策というところは、これは特に何か説明や質疑応答は要らないですか。分かりました。

それでは、予定の終了時刻よりも早いですけれども、令和4年度森林及び林業の動向素案につきまして、特集から第5章まで、ここで皆様に検討していただきました。本日各委員から出された意見を踏まえて、事務局において最終的な取りまとめ作業を行うこととなります。この取りまとめにつきましては、部会長として私に一任していただいて、私が事務局とやり取りをしながら完成させていくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

また、これまでの施策部会の審議過程につきましては、4月に開催予定の林政審議会において私から報告したいと思います。これにつきましても、私に一任していただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。昨年4月の林政審議会のときに誰からこんな発言があって、それに対応しましたというような説明をしたんですけれども、そうした施策部会の中の議論、細かくなくていいんですが、ポイントだけでもそういうのを入れていただければ林政審議会のほかの委員の皆様に対しても、より経緯が分かって御納得していただけるだろうというふうに思いますので、資料の準備においてそれも併せてお願いできればというふうに思います。

どうもありがとうございました。

本日、こういった資料が追加で必要だという御提案はありませんでした。御質問とか御意見等、白書の素案の改訂に向けた御意見を頂いたということになりますので、ありがとうございました。

それでは、この各委員から出された意見を踏まえて令和4年度森林・林業白書の案について事務局で取りまとめを進めていただけるようお願いいたします。

それでは、私の進行はここまでにさせていただきます、マイクを事務局にお返しいたします。

○森下企画課長 本日は委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございました。令和4年度白書につきましては、施策部会での審議は今回が最後となりますけれども、今後の予定といたしましては、本日の議論を踏まえた案を作成した上で、4月中旬に林政審議会を開催し、林政審議会の答申を受け、5月下旬に閣議決

定、国会提出、公表することとなっております。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時45分 閉会